第４章　多様な自然環境の保全・活用

第１節　生物多様性の保全・活用～生物多様性佐賀県戦略～

１　現況

(1)　生物種

＜植物＞

- **佐賀県内**では、大陸系の植物、南方系の植物、南日本固有の植物、北方系の植物など約 2,200 種が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種として種子植物 403 種、シダ植物 72 種、地衣類 7 種、菌類 13 種を選定しています。また、条例による移入規制種としてイタチハギ、オオカナダモなど 18 種を指定しています。
- **黒髪山**には全国的に希少なカネコシダの自生地や固有種であるクロカミラン、クロカミシライトソウなどの貴重な植物が生育しています。
- **樫原湿原**にはサギソウ、トキソウなどの湿地性植物、ミツガシワ、シズイなどの九州には稀な寒冷地分布植物が生育しています。
- **佐賀平野のクリーク**にはヒシモドキ、アサザ、オニバスなどの多種多様な水草が生育しています。
- **玄海地区**の沿岸域には、アラメ、クロメ、モク類などの海藻類やアマモ等の海草が分布しており、絶滅危惧種のコアマモやウミヒルモも確認されています。
- **有明海沿岸**には大陸系のシチメンソウ、ハママツナ、日本固有種であるヒロハマツナ、ウラギクなどの塩生植物が生育しています。

＜動物＞

- 佐賀県内では、**哺乳類**は約 30 種が確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種（絶滅種を含む。以下同じ。）としてヤマネ、カヤネズミなど 11 種を選定しています。また、条例による移入規制種としてヌートリア、アライグマなど 4 種を指定しています。
- **鳥類**は約 330 種が確認されており、有明海の干潟や海岸線付近のカモ、シギ、チドリ類の渡来地、玄界灘沿岸・島嶼の渡り鳥の中継地などが有名です。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてナベヅル、マナヅルなど 58 種を選定しています。
- **両生類・は虫類**は約 30 種が確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカウミガメ、カスミサンショウウオなど 12 種を選定しています。条例による移入規制種としてミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）など 3 種を指定しています。
- **昆虫類・クモ類**は全県下に多種確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてゲンゴロウ、タガメ、ベッコウトンボなど 80 種を選定しています。また、脊振山地や多良岳にはキリシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の貴重な昆虫が生息しています。
- **淡水魚類**は約 100 種が確認されており、河川ではカワムツ、タカハヤなどが、ため

池やクリークではメダカ、フナ、ドジョウなどが生息しています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカザ、アリアケヒメシラウオ、ニッポンバラタナゴなど21種を選定しています。条例による移入規制種としてオオクチバス、カダヤシ、ブルーギルなど7種を指定しています。

- **海域での特徴的で珍しい生きもの**としては、有明海にはムツゴロウやワラスボ等の魚類、アゲマキガイやミドリシャミセンガイ等の貝類、シオマネキ等のカニ類、伊万里湾には生きた化石といわれるカブトガニ等が生息・繁殖しています。

(2) 生息・生育環境

＜森林＞

本県の森林は、森林率が46%で全国平均（67%）と比べても低くなっており、貴重な緑資源として存在します。また、古くから農耕や人工林等の開発が進んだこともあり、全森林面積に対する植林地面積の割合が66%と全国平均の41%と比べても非常に高く、自然度の高い樹林地等は、非常に貴重な自然環境資源として存在しています。

- **中部～東部地域**：脊振山頂から九千部山にかけてブナ、ミズナラ、アカガシ等の自然林が分布（脊振･北山県立自然公園、生物多様性重要地域「脊振山系」）
- **北部地域**：虹の松原（日本三大松原のひとつ、特別名勝に指定）
- **西部地域**：黒髪山・青螺（せいら）山には貴重なカネコシダの自生地（黒髪山県立自然公園、生物多様性重要地域「黒髪山系及び周辺」）、国見山･烏帽子岳にはシイ、カシ等の自然林が分布
- **南部地域**：多良山地の多良岳･経ケ岳山頂付近にはモミ、ツガやヒメシャラ等の自然林が分布（多良岳県立自然公園、生物多様性重要地域「経ヶ岳及びその周辺」）

＜農地＞

本県の農地は水田が主であり、平野部では全国有数の穀倉地佐賀平野があり、山間部では数多くの棚田が分布しています。水田は貯水池としての保水機能、洪水調節機能、土砂流出の抑制など、災害の未然防止や環境保全機能を有し、里地里山は生物の生息場所として良好な条件を備えています。

- **中部地域**：佐賀平野、江里山の棚田、西の谷の棚田など
- **東部地域**：佐賀平野など
- **北部地域**：蕨野の棚田、大浦の棚田、浜野浦の棚田など
- **西部地域**：岳の棚田など
- **南部地域**：佐賀平野など

＜水辺環境＞

本県は、有明海と玄界灘という二つの海と大小多数の河川、湖沼、湿原、平野部の

クリークなど、多種多様な水環境を有しています。田園地帯から市街地にかけて同様の魚類相を呈しており、水環境の連続性や水質が保持されていることを示唆しています。また、樫原湿原や干潟を有する有明海は、生物の多様性を育む場として良好な条件を備えています。

- **中部地域**：有明海、クリーク、河川など
- **東部地域**：クリーク、河川など
- **北部地域**：玄界灘、島嶼部、樫原湿原、河川など
- **西部地域**：伊万里湾、河川など
- **南部地域**：有明海、クリーク、河川など

(3) 利用環境（生態系サービス）

- **自然とのふれあい**は、私たちに「やすらぎ」や「うるおい」を与え、豊かな心を育むことができ、これは自然に対する理解や自然への感謝、敬意の心を深めることにつながり、県民のニーズは今後ますます高まるものと考えられます。
- 本県では、優れた自然の風景地の保全と利用の増進を図るための**自然公園**として、玄海国定公園及び黒髪山、多良岳、天山、八幡岳、脊振･北山、川上･金立の 6 つの県立自然公園を指定しており、県面積に対するその割合は 11%（全国 31 位）となっています。
- また、樫原湿原と多良岳山頂部付近は、特に優れた自然環境を有する地域として「**県自然環境保全地域**」に指定し、保全しています。

2　情報の集約による現状把握

(1) 野生動植物の生息・生育情報を集約するシステムづくり

これまで実施してきた自然環境保全や希少動植物の保全に係る調査に加え、環境省の自然環境保全基礎調査、外来種の分布調査、公共事業に係る環境調査などの結果を取りまとめ、データベース化しています。

(2) 佐賀県版レッドデータブックの改訂に資する調査の実施

県では県内の絶滅危惧種の野生動植物の保護を含めた生物多様性の保全を進めていくために県内の絶滅危惧種の野生動植物の生息・生育情報の収集を行っています。

平成 22 年度には、県内の絶滅危惧種の植物を新たに取りまとめ、「レッドデータブック佐賀 2010 植物編」を発行しました。

今後も、継続して県内野生動植物種及びその生息・生育環境に関して、様々な情報を収集し、県内の自然環境の現状把握に努める必要があります。

表 2-4-1　佐賀県の絶滅危惧種の野生動植物種数

分類名	絶滅種	絶滅危惧Ⅰ類種	絶滅危惧Ⅱ類種	準絶滅危惧種	情報不足種	絶滅のおそれのある地域個体群	計
種子植物	28	154	110	103	8		403
シダ植物	6	28	29	9			72
地衣類	3			4			7
菌類			3	7	3		13
鳥類	1	12	25	13	6	1	58
昆虫・クモ類	1	9	19	36	15		80
哺乳類	2	1	1	3	4		11
爬虫類		1			4		5
両生類			1	3	3		7
淡水魚類		11	5	3		2	21
有明海の生物等		40	12	24	3		79
計	41	256	205	205	46	3	756

出典：レッドデータブックさが 2010 植物編（植物分野）、佐賀県レッドリスト 2003（植物分野以外）

佐賀県版レッドデータブックの詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

佐賀県レッドデータブック
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314125/index.html

3　保全・維持が必要な種・生態系の選定

(1)　保全・維持が必要な野生動植物の選定

県内各地の環境調査の情報集約の結果と科学的知見を用いて、野生動植物の生息・生育種の数・分布域の増減に関する解析を行い、レッドデータブックの定義に則り、絶滅の危機に瀕している種、絶滅の危険が増大している種、存続基盤が脆弱な種などを選定し、レッドデータブック（レッドリスト）に掲載しています。また、捕獲や採取、踏みつけ、開発行為による影響が大きく、減少傾向が著しい種については、その影響を回避するため、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（以下：条例という。）」に基づき、捕獲や採取の規制対象となる希少野生動植物を 19 種指定しています。

また、このうち、分布域が局所的で生息・生育数が極めて少なく、絶滅に瀕している種については、地域との協働により適切な保護増殖活動などに取り組んでいかなければなりません。平成 27 年度は、伊万里市や地域住民などが協働で行っているカブトガニの里づくり事業として、カブトガニ産卵地の保全活動などに対し補助を行いました。

表 2-4-2　条例に基づく希少野生動植物種（19 種）　　資料：有明海再生・自然環境課

植物 （16 種）	・ズミ ・クロカミシライトソウ ・クロカミラン ・ハイビャクシン ・ヒレフリカラマツ ・カンラン ・サワトラノオ ・チゴユリ ・オキナグサ ・キエビネ ・トキソウ ・ナゴラン ・ノハナショウブ ・バイケイソウ ・ヒナラン ・フウラン
動物 （3 種）	・カブトガニ ・ナベヅル ・マナヅル

希少野生動植物種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

県条例による希少野生動植物の指定
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314117/index.html

4　生息・生育環境の保全・再生・創出

(1)　保全の推進

【自然公園】

県内の国定公園及び県立自然公園には、その保全の重要度から特別保護地区、第1～3 種特別地域、普通地域がありますが、県内の優れた風景地を保護するため、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき、工作物の設置、土地の形状変更、木竹の伐採などについては、都道府県知事の許可や届け出が必要です。また、許可に当たっては、建築物の建ぺい率や高さ、景観や眺望への配慮などの基準があります。

表 2-4-3　佐賀県の自然公園の概要　　資料：有明海再生・自然環境課

佐　賀　県　の　自　然　公　園

（単位：ｈａ）

種別	公園名	指定年月日	関係市町	公園面積 特別地域 第一種	第二種	第三種	小計	普通地域	合計	特別地域に関する説明	指定植物（種名）
国定公園	玄海	S31.6.1	唐津市 伊万里市 玄海町	316	1,460	2,148	3,924	0	3,924	鏡山、虹の松原、七ツ釜、波戸岬、満越など	ﾀﾏｼﾀﾞ、ﾃﾂﾎｼﾀﾞ、ﾊｲﾋﾞｬｸｼﾝ、ﾌｼﾞﾅﾃﾞｼｺ、ｵｷﾅｸﾞｻ、ﾀｲﾘﾝｱｵｲ、ﾐﾔｺｼﾞﾏﾂｳﾗﾌｼﾞ、ｻｻﾞﾝｶ 外（計５５種）
県立自然公園	黒髪山	S12.7.5	伊万里市 有田町 武雄市	6	336	446	788	896	1,684	黒髪山、青螺山、腰岳、有田ダム、龍門ダムなど	ﾏﾂﾊﾞﾗﾝ、ｲﾜﾋﾍﾞ、ｶﾈｺｼﾀﾞ、ﾋﾉｷｼﾀﾞ、ｼﾉﾌﾞ、ﾍﾞﾆﾄﾞｳﾀﾞﾝ、ｸﾛｶﾐﾗﾝ、ｴﾋﾞﾈ 外（計３２種）
	多良岳	S27.12.24	鹿島市 太良町	0	0	0	0	4,498	4,498	特別地域なし	指定なし
	天山	S45.10.1	多久市 佐賀市 小城市 唐津市	0	0	567	567	4,363	4,930	天山、作礼山、清水の滝、見帰りの滝など	指定なし
	八幡岳	S45.10.1	多久市 伊万里市 武雄市 唐津市	0	0	109	109	751	860	八幡岳	指定なし
	脊振北山	S50.12.12	鳥栖市 基山町 神埼市 吉野ヶ里町 佐賀市 みやき町 唐津市	120	851	1,043	2,014	5,953	7,967	基山、九千部山、石谷山、脊振山、雷山、羽金山、北山湖周辺など	指定なし
	川上金立	S50.12.12	佐賀市 神埼市	0	0	621	621	2,400	3,021	川上峡周辺、雄渕雌渕周辺、金立山、日の隈山など	指定なし
合計			9市6町	442	2,647	4,934	8,023	18,861	26,884	県土面積（244,067ha）の11.02%	

【自然環境保全地域】

唐津市七山の樫原湿原、太良町の多良岳を県自然環境保全地域に指定し、保全に努めています。

また、地域内での工作物の設置、土地の形状変更、木竹の伐採などについては、条例に基づき規制しています。（詳細については、第 2 部第 4 章第 1 節 5(1) 生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定【県自然環境保全地域】に記載。）

【樫原県自然環境保全地域】

【多良岳県自然環境保全地域】

【公共工事における絶滅危惧種の野生動植物への配慮】

知事意見を求められる環境影響評価の対象事業では、レッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物や地域の生態系に対して、適切な保全措置が実施されるよう助言・指導を行っています。

また、自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

平成 27 年度は、植物・魚類等の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を 1 回開催し、自然環境保全の見地から意見等を聴き、これらをもとに事業部局から協議のあった 181 件の事業のうち 65 件について、保全・保護対策に係る助言・指導や現地調査を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の野生動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。

【外来種対策】

種及び生態系の撹乱を引き起こす外来種については、県内における生息・生育状況や生態系への被害状況の把握に努め、法に基づく防除活動などを推進しています。また条例に基づき、32 種を平成 17 年 10 月 31 日に移入規制種として指定し、それらを野外へ放つことなどを規制しています。

平成 27 年度は、各種団体等が実施する移入規制種の駆除活動に対して、補助事業を実施しました。

また、公共工事等の実施に伴う緑化にあたっては、外来種や遺伝的撹乱を招く近縁種を用いないよう留意し、地域の生態系の維持に努める必要があります。

県の公共工事においては、法面緑化などに利用されるオニウシノケグサやシナダレスズメガヤなどの移入規制種の利用を禁止しており、また民間で実施する大規模開発等の際などにも、利用しないよう指導を行っています。

表 2-4-4　条例に基づく移入規制種（32 種）　　資料：有明海再生・自然環境課

植物 （18 種）	・ オオカナダモ（別名：アナカリス） ・ オオフサモ（別名：パロットフェザー・ヌマフサモ・スマフサモ） ・ キショウブ ・ ボタンウキクサ（別名：ウォーターレタス） ・ ホテイアオイ（別名：ウォーターヒヤシンス・ホテイソウ） ・ ハリエンジュ（別名：ニセアカシア） ・ イタチハギ（別名：クロバナエンジュ・ロシヤハギ） ・ オオキンケイギク（別名：ウサギギク・ワイルドフラワー） ・ オニウシノケグサ（別名：トールフェスク） ・ 外来コマツナギ ・ シナダレスズメガヤ（別名：ウィーピングラブグラス） ・ コンテリクラマゴケ（別名：レインボーファーン・ピーコックモス） ・ ヒメヒオウギズイセン（別名：モントブレチア） ・ イチイヅタ（別名：フェザー・カウレルパ） ・ オオカワヂシャ ・ コカナダモ ・ ブラジルチドメグサ ・ ミズヒマワリ（別名：ギムノコロニス）
魚類 （7 種）	・ オオクチバス（別名：ブラックバス・ラージマウスバス・フロリダバス等） ・ ガー科の魚類 ・ パイク科の魚類 ・ ブルーギル ・ カダヤシ（別名：タップミノー・モスキートフィッシュ） ・ コクチバス（別名：スモールマウスバス） ・ タイリクバラタナゴ
は虫類 （3 種）	・ カミツキガメ（別名：コモンスナッパー） ・ ミシシッピアカミミガメ（別名：ミドリガメ） ・ ワニガメ
ほ乳類 （4 種）	・ アライグマ ・ ヌートリア（別名：カイリネズミ・ショウリ等） ・ ハクビシン ・ ヤギ

移入規制種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

県条例による移入種（外来種）規制の概要
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314145/index.html

(2) 再生・創出の推進

【自然環境保全地域】

佐賀県では唐津市七山の樫原湿原を県自然環境保全地域に指定し、自然再生事業などによりその保全に努めています。（詳細については、第 2 部第 4 章第 1 節 5(1) 生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定【県自然環境保全地域】に記載。）

【保全活動への支援】

生物多様性の保全のためには、行政、地域住民、NPO、企業など様々な主体が協働して保全活動を行う必要があります。

そのため、生物多様性の保全、絶滅危惧種の保護、外来種の駆除などに自主的に取り組む団体に対し、補助金制度を設け活動費を補助しています。

また、生物多様性重要地域保全事業でも保全団体への支援に取り組んでいます。

【自然保護監視員の委嘱】

自然とふれあう機会が増えるに伴い、利用者による盗掘やゴミの投棄などの問題が懸念されており、利用者のマナーを含め、人と自然とのふれあいに伴う環境への負荷を最小限に抑えることが必要になります。

県では自然保護監視員制度を設け、自然環境保全や絶滅危惧種の野生動植物の保護などに取り組まれている方など 83 名を自然保護監視員として委嘱し、日常的な監視活動や自然環境の保護に関する情報提供などを受けています。

5　普及と活用

(1)　生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定

【県自然環境保全地域】

県自然環境保全地域は、県内で優れた自然環境を維持している地域で、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域について指定しています。

佐賀県では唐津市七山の樫原湿原を昭和 51 年に県自然環境保全地域に指定し、定期的な監視、木道・木柵の整備、案内板の設置、自然再生事業などによりその保全に努めてきました。また、地元住民への委託により監視・湿原周辺の除草等を行うとともに、植生調査や水質検査等の湿地環境のモニタリング調査を実施しています。なお、樫原湿原は平成 13 年 10 月 11 日に「日本の重要湿地 500」に選定されています。

また、平成 14 年 10 月 31 日には、新たに多良岳を県自然環境保全地域に指定し、自然保護巡視員による定期的監視等により保全に努めています。

表 2-4-5　県自然環境保全地域の概況　　資料：有明海再生・自然環境課

地域名	所在地	指定年月日	指 定 面 積	保　全　対　象
樫原湿原	唐津市 七山 池原	S51.3.10	普通地区 113ha 特別地区 8ha 合計 121ha	サギソウ、トキソウ、ミツガシワ等の湿地性植物
多良岳	藤津郡 太良町 多良	H14.10.31	普通地区 0ha 特別地区 123ha 合計 123ha	・ツクシシャクナゲ、ウチョウラン等の植物 ・ウラキンシジミ、ヤマアカガエル、ヤマネ等の動物

【生物多様性重要地域保全事業の取組】

平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定され、その中で地方公共団体には「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務とされました。その「生物多様性地域戦略」では、対象とする地区、保全及び利用に関する目標、保全及び利用に関し講ずべき措置について規定するよう定められています。

そのため、佐賀県内における生物多様性上重要な地域を選定し、地域住民等による保全活動を支援することなどにより、生物多様性に関する県民意識の向上を図るとともに、佐賀県内における自然環境や生物多様性の維持・保全を推進するため、平成 23 年度から生物多様性重要地域保全事業に取り組んでいます。

事業内容は次のとおりです。

- 佐賀県内における生物多様性上重要な地域の選定
- 保全手法の検討
- 保全活動、観察会などに取り組む団体に対する活動費の支援
- 生物多様性上重要地域及び保全活動を広く紹介することによる生物多様性に関する県民意識の向上

表 2-4-6　生物多様性重要地域の選定数の実績　　資料：有明海再生・自然環境課

事業年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地域数（累計）	0	選定作業	4	10	活動支援	活動支援

表 2-4-7　生物多様性重要地域　　資料：有明海再生・自然環境課

地域名	選定理由
玄界灘の島々及び周辺海域	豊かな海洋生態系が維持され、水産資源が豊富で、人が生物多様性の恩恵を受けている地域である。
佐賀平野のクリークや水路	自然の恵みを持続的に利用する中で作られた佐賀らしい景観を有し、観察・学習等の市民活動も盛んな地域である。
黒髪山系及び周辺	多くの貴重な動植物が生息し、自然観察会や登山等で多くの人が訪れる地域である。
有明海沿岸	日本最大級の干潟が広がり、佐賀県を象徴する独特の生態系が維持され、日本有数の渡り鳥の飛来地である。
脊振山系	県立自然公園に指定されている地域を含み、自然林（ブナ林）や良好な二次林が残されている地域であり、絶滅危惧種などが多く存在している。
天山	県立自然公園に指定されている地域を含み、山頂部には自然の草原が維持されている。登山や動植物観察等に多くの人が訪れ、保全・学習等の市民活動が盛んな地域である。
伊万里湾沿岸	塩生植物やカブトガニなど貴重な動植物が生息する干潟の生態系が残っていて、これらを地域の宝として保全・啓発等の活動が盛んに行われている地域である。
唐津市及び伊万里市の里山草原	森林保全や水田保全の目的で、野焼きにより維持・管理されてきた里山草原であり、このような草地は、県内では極めて希少性が高く、貴重である。

経ヶ岳及びその周辺	県立自然公園に指定されている地域を含み、ヤマネやオオキツネノカミソリなどの貴重な動植物が生息し、登山や動植物観察等に多くの人が訪れる地域である。
大野原及び周辺ため池	草刈りや野焼きによって維持されている草原で絶滅危惧種が多く確認されている地域で、地元小中学校がオオウラギンヒョウモンを自然環境学習のテーマとして保全に取り組んでいる。また、周辺のため池は、豊かな生物多様性を有する。

※ 生物多様性重要地域のイメージ

① レッドデータブック掲載種などの希少な動植物が生息・生育する地域
- 希少な動植物が生息・生育し、県内でも稀な生態系を有する地域
- 県内の他地域では見られないような特有の生物多様性を有している地域

② 佐賀県の風土や暮らしの中で育まれた佐賀県らしい生物多様性を有する地域
- 固有の生態系が地域文化に深く影響を与えている地域
- 農林水産業の生産活動により特有の生態系が形成されている地域
- 地域の自然保護活動などにより多様な生態系が残る地域

生物多様性重要地域の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

佐賀県生物多様性重要地域を選定しました

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313955/index.html

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313967/index.html

(2) 生物多様性の普及

生物多様性の重要性について普及するため、レッドデータブックの作成・配布、外来種や移入種の生物多様性に与える影響についての各種情報発信に取り組んでいます。

また、生物多様性の保全、絶滅危惧種の保護、外来種の駆除などに自主的に取り組む団体に対し、活動費を補助しています。

なお、生物多様性重要地域保全事業においても普及と啓発に取り組んでいます。

(3) 県民による生物多様性の保全と活用

【自然公園の施設整備】

玄海国定公園及び県立自然公園では、生物多様性の恵みに触れ・親しむ場の拠点となるよう、公園施設を適正に維持管理するとともに、鏡山地区や立神岩地区などでは公園施設を整備しました。

鏡山地区では、虹の松原の代表的な眺望点として多くの観光客が訪れることから、ユニバーサルデザインに十分配慮した来訪者に優しい・使いやすい施設へと更新するため、園路、展望台、駐車場、トイレなどを平成 21～26 年度で整備しました。

表 2-4-8　玄海国定公園鏡山園地整備実績　　資料：有明海再生・自然環境課

実施事業区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
鏡山地区利用施設整備事業						
・実施測量設計	■	■	■	■		
・展望台整備			■		■	
・山頂駐車場整備		■				
・園路整備						
（園路改良）			■	■		■
（つつじ園整備）			■			
（ビジターセンター整備）					■	
（記念植樹エリア造成）				■		
（水質浄化）				■		
・雑木の伐採			■			
・山頂池整備（護岸工事）			■			
・サイン整備					■	
・トイレ整備					■	■
・キャンプ場解体			■			

また、立神岩周辺は、玄海国定公園の景勝地であり、第 1 種及び第 2 種特別地域に指定されています。また、立神岩そのものも唐津市の天然記念物に指定されており、特に風致景観が優れている地域です。

県では、より多くの人々が身近に生物多様性と触れ合う機会の場を提供するため、遊歩道、トイレ、駐車場、展望所などの利便施設を平成 20～24 年度の 5 か年計画で整備しました。

【立神岩】

【干潟広場駐車場（H24 年度基盤整備）】

表 2-4-9　玄海国定公園立神岩　年次整備実績　　資料：有明海再生・自然環境課

事業年度	全体	H20	H21	H22	H23	H24
主な整備内容	桜園	測量設計	用地測量 用地買収	基盤整備 遊歩道 階段	施設整備 あずまや等	―
	干潟広場	―	測量 環境影響調査	実施設計	基盤整備 海岸護岸工等	施設整備 トイレ、シャワー 設備等

【虹の松原の再生・保全】

県内唯一の特別名勝である虹の松原では、近年、広葉樹の侵入等により白砂青松といわれた景観が変容しつつあり、これを再生するため、CSO など多様な主体との協働による取組がはじまっており、その取組を継続していく必要があります。

県においては侵入した広葉樹を伐採するとともに、CSO など多様な主体が定期的な松葉かき、下草刈りなどに取り組んでいます。

表 2-4-10　虹の松原（内陸ゾーン）における広葉樹伐採の実績

資料：有明海再生・自然環境課

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
伐採面積	6.1ha	6.2ha	10.2ha	10.2ha	16.5ha	6.6ha	15.8ha	71.6ha

表 2-4-11　アダプト方式（里親制度）による虹の松原の再生・保全活動への登録人数の実績

資料：有明海再生・自然環境課

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
登録人数（累計）	586 人	2,866 人	5,013 人	5,266 人	5,952 人	6,281 人	6,695 人

【虹の松原　広葉樹伐採】

【虹の松原　再生・保全活動】

【自然公園等の利用状況】

表 2-4-12　自然公園等の利用状況

資料：有明海再生・自然環境課

（単位：千人）

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
集団施設地区等	鏡山	749	734	719	681	699	687	699	699	767	790
	波戸岬海浜公園	671	646	591	623	539	513	493	494	496	495
	花と冒険の島	195	201	169	168	173	164	155	151	134	134
	北山国民休養地	109	100	109	85	87	61	61	67	66	70
	〃（県民の森含む）	(253)	(245)	(246)	(240)	(247)	(177)	(176)	(196)	(192)	(202)
計		1,724	1,681	1,587	1,557	1,498	1,425	1,408	1,411	1,463	1,489
計（北山県民の森含む）		*1,868*	*1,826*	*1,725*	*1,712*	*1,658*	*1,541*	*1,523*	*1,540*	*1,589*	*1,621*
九州自然歩道		251	266	264	241	265	231	235	236	222	213

(4) ラムサール条約登録湿地

平成 27 年 5 月 28 日、佐賀市の「東よか干潟」と鹿島市の「肥前鹿島干潟」が佐賀県で初めてラムサール条約湿地に登録されました。

ラムサール条約は、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971 年にイランのラムサールで採択されたので一般的にラムサール条約と言われています。

ラムサール条約は水鳥にとって重要な湿地とそこをすみかとする生き物を世界の国々が保全し、上手に利用していくことを目的としています。

表 2-4-13　ラムサール条約登録湿地　　資料：有明海再生・自然環境課

登録湿地名	所在地	登録面積	概要
東よか干潟	佐賀市	218ha	ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ホウロクシギなどの絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の渡りの中継地、越冬地となっています。
肥前鹿島干潟	鹿島市	57ha	ムツゴロウ、ワラスボ、ハゼクチ、シオマネキなど干潟の生き物が生息し、ズグロカモメ、チュウシャクシギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモなど多くの水鳥類の重要な渡りの中継地、越冬地となっています。

【東よか干潟】

【肥前鹿島干潟】

○佐賀県庁ＨＰ（ラムサール条約湿地関連）
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313984/index.html
○有明海の干潟の生き物図鑑
http://sy.pref.saga.lg.jp/higata_ikimono/

第２節　鳥獣の保護

１　現況

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、森林や農作物に加害する昆虫や小動物などの天敵となっている場合もあります。また、その姿の可憐さ、美しい鳴き声、微妙な羽毛の色彩などは、人々の心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。

県内に生息する野生鳥類は約 330 種、獣類は約 20 数種程度とみられ、ほぼ全国平均並みですが、特に、有明海やその近くの干拓地付近はカモ、シギ、チドリ類などの集団渡来地として全国的に有名で、その種類、数ともに多く、貴重な場所となっています。

一方、イノシシやカラスなどの野生鳥獣の中には、農作物への食害や糞などによる生活被害を与えている場合もあることから、鳥獣との棲み分けや農作物等の被害を軽減する侵入防止柵の整備等とあわせて捕獲等の対策を行っています。

２　対策

第 11 次鳥獣保護管理事業計画（平成 24 年度～平成 28 年度）に基づき、概ね次のような鳥獣の保護の施策を推進しています。

(1)　鳥獣保護区

表 2-4-14　鳥獣保護区等の指定状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）　　資料：生産者支援課

区分 ＼ 保護区等	国・県指定別	箇所数	面　積（ｈａ）	備　　考
鳥獣保護区	県指定	４１	１６，９４８	
鳥獣保護区 特別保護地区	県指定	５	（３４１）	面積は上段の鳥獣保護区の内数
特定猟具使用禁止区域	県指定	４６	２２，４２０	
指定猟法禁止区域	県指定	１	２４８	
合　　計		９３	３９，６１６	

(2)　放鳥獣

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域に、国鳥であるキジの幼鳥を毎年放鳥し、キジの増殖に努めています。

(3)　狩猟の適正な推進

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験や更新講習、狩猟者登録の実施、初心者講習会の開催等を通じて狩猟事故の防止を図るとともに、違法な狩猟により野生鳥獣の捕獲が行われないように、鳥獣保護管理員による日ごろからの巡回指導の実施や、狩猟解禁日には重点指導を行うなどして適正な狩猟を推進しています。

適正な狩猟の実施については、野生鳥獣の保護管理のみならず、イノシシなどによる農作物被害や生活被害の防止にも大きく貢献しているところです。

(4) 鳥獣捕獲の制限

野生鳥獣の捕獲は、狩猟鳥獣を対象として狩猟を行う場合を除いて原則として禁止されていますが、農林水産業や生活環境又は生態系に係る被害の防止のための捕獲や、学術研究のための捕獲等の場合には、知事の許可を受けることで捕獲を行うことができます。

この知事が行う捕獲許可のうち、農林水産業や生活環境に係る被害の防止のために行う狩猟鳥獣などの捕獲等については、平成 12 年度から市町長が許可を行っています。(愛がん飼養のためのメジロの捕獲については、平成 24 年 4 月 1 日より全面禁止)

なお、農林水産業の被害防止のためにイノシシなどの捕獲を行う場合には、田畑への侵入防止柵の設置等の他の被害防止対策の実施を併せて推進しているところです。

表 2-4-15　平成 27 年度有害鳥獣捕獲等許可状況　　資料：生産者支援課

目的 / 鳥獣別	学術研究のための捕獲		傷病鳥獣保護のための捕獲許可		有害鳥獣捕獲	
	件数	捕獲数	件数	捕獲数	件数	捕獲数
鳥　　類	0	0	1	３４	１４	５，１２２
獣　　類	5	２２	1	3	１２６	１９，３４３

(5) 愛鳥モデル校の指定

自然保護や愛鳥思想の普及を図るため、自然保護や野生鳥類への関心が高く、また、学校周辺の自然環境も野鳥の生息に適した小・中学校を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の巣箱作り、実のなる木の植栽、探鳥会などを実施して学校ぐるみの愛鳥活動を推進しています。

表 2-4-16　平成 27 年度愛鳥モデル校　　資料：生産者支援課

指定年度	市町名	学 校 名	所　在　地	地域情報
27	伊万里市	東山代小学校	伊万里市東山代町里 70-1	
	玄海町	玄海中学校	東松浦郡玄海町大字新田 1809-6	

(6) 傷病鳥獣の保護

野生生活を営むために、一時保護（治療）が必要な鳥獣については、野生に戻るまで世話を行っています。

表 2-4-17　平成 27 年度傷病鳥獣保護実績　　（単位：羽）　資料：生産者支援課

	傷病鳥名	総　計
鳥　類	ハヤブサ	３
	チョウゲンボウ	２
	イヌワシ	１
	ゴイサギ	２
	ツバメ	１
	コサギ	２
総　　計		１１

第３節　有明海の再生

「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき策定した「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、有明海の海域環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興を推進するとともに、県民協働で有明海再生に関する啓発活動を行いました。

１　現況

有明海は、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県の４県で囲まれた、面積約 1,700 ｋ㎡の内海で、大小 100 を超える河川（佐賀県では筑後川、嘉瀬川、六角川、塩田川など）が流入しています。

また、最大約 6ｍにも達する日本一の干満差を有し、干潮時には全国の干潟面積の約 4 割（約 188k ㎡）に当たる干潟が 5～7 ㎞沖まで広がる平均水深 20ｍの遠浅の海です。

近年、有明海では、赤潮の多発（図 2-4-1）、海水の流れの変化、貧酸素水塊の発生など漁場環境が悪化しています。その結果、タイラギ、アゲマキ、アサリなどの貝類漁獲量は激減しています。（図 2-4-2、図 2-4-3）

図 2-4-1　有明海の赤潮発生状況経年変化（年度）　　出典：「九州海域の赤潮」

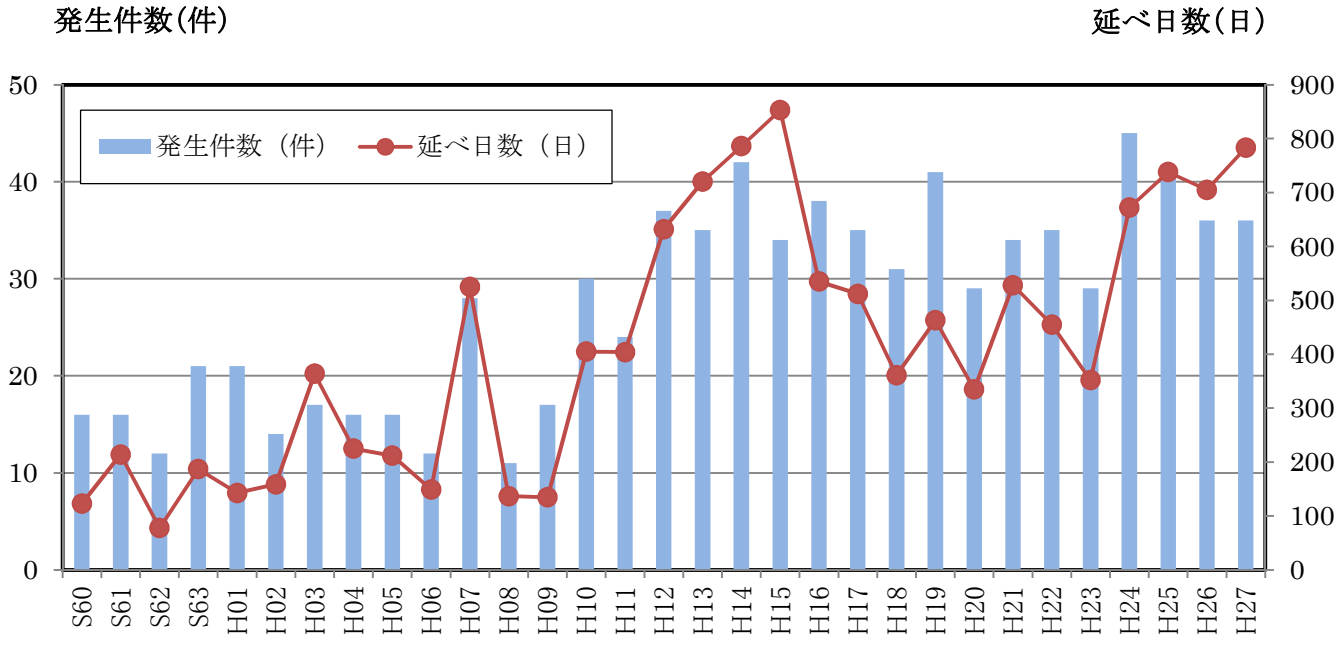

※H27年度は速報値

図 2-4-2　佐賀県の貝類漁獲量の推移（暦年）　　出典：「農林水産統計」

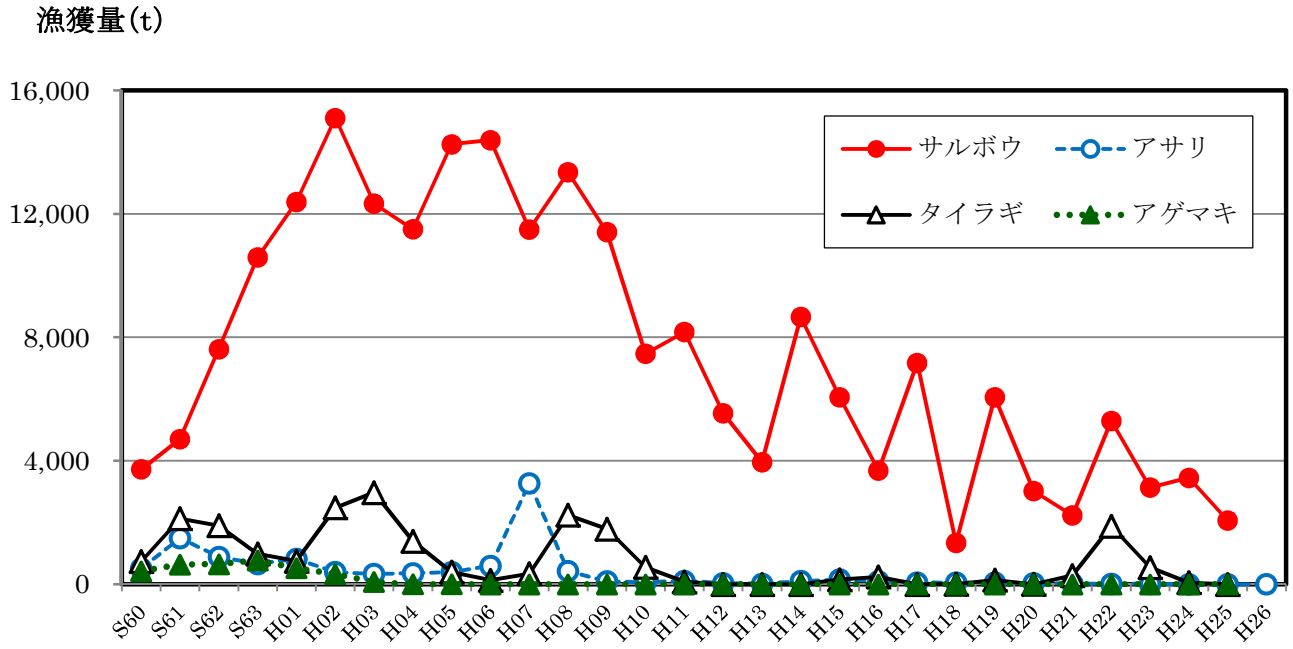

※　H26年は、サルボウ、タイラギ、アゲマキの漁獲量が不明のため未集計

図 2-4-3　【参考】有明海全体の貝類漁獲量の推移（暦年）　　出典：「農林水産統計」

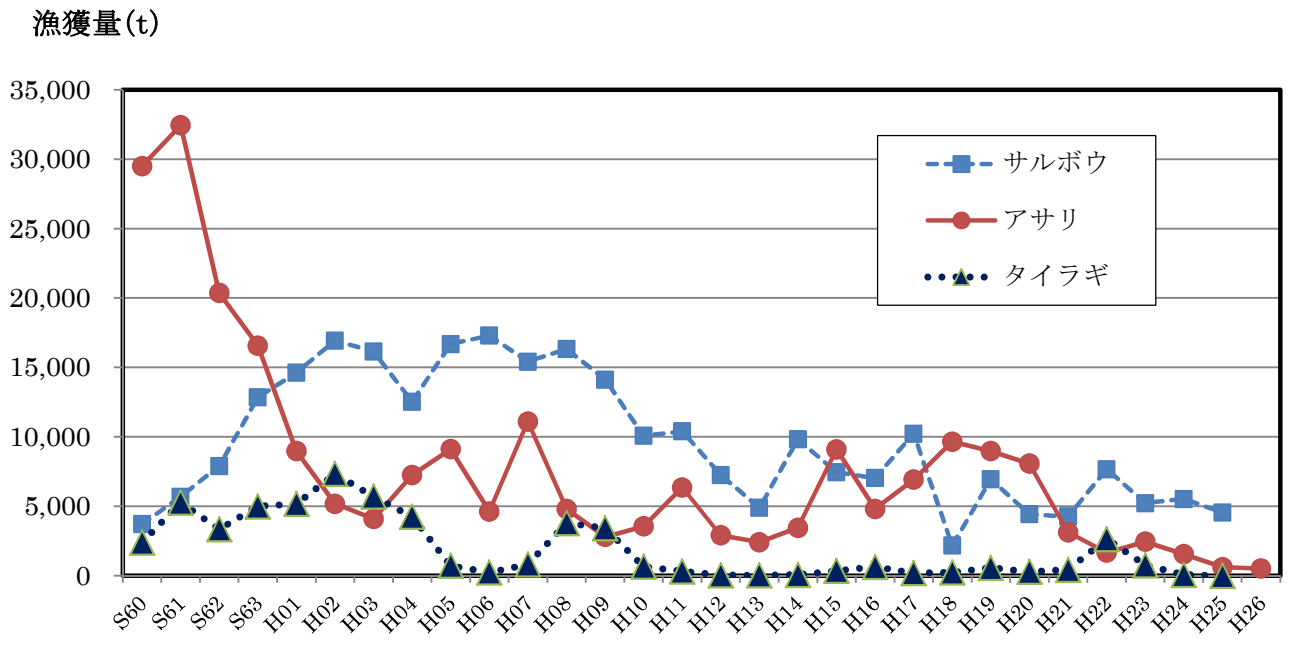

※　アゲマキは他県での漁獲量が不明のため、未集計
H26年は、サルボウ、タイラギの漁獲量が不明のため未集計

2　原因究明のための調査研究等の推進、再生策の検討

有明海再生の早期実現のため、有明海の環境変化の原因究明の一つとして、開門調査の早期実施等について、国へ要請しました。

また、有明海の再生に係る科学的な調査研究等をＮＰＯ法人有明海再生機構や佐賀大学等と協働して推進し、得られた成果については、随時シンポジウム等を開催し、広く周知するとともに今後の方策等についても検討しました。（表 2-4-18、表 2-4-19）

表 2-4-18　NPO 法人有明海再生機構の調査研究等の活動（平成 27 年度）

資料：有明海再生・自然環境課

区分	内容等
受託事業	・有明海再生方策検討事業（H25～H30　佐賀県）

表 2-4-19　NPO 法人有明海再生機構の調査研究等の活動（平成 27 年度）

資料：有明海再生・自然環境課

開催日	シンポジウム等名	会場	参加者(名)
H27.5.13(水)	第６回有明海市民講座 「有明海異変の解明１　～シミュレーションモデルの構築～」	アバンセ ４階研修室	約30
H27.5.23(土)	公開討論会「有明海創生の道筋が描けるか」 ～有明海再生機構への期待と役割～	佐賀大学理工学部 6号館多目的ホール	約40
H27.5.27(水)	第７回有明海市民講座 「有明海異変の解明２　～シミュレーションモデルの構築～」	アバンセ ４階研修室	約25
H27.6.10(水)	第８回有明海市民講座 「有明海異変の解明３　～貧酸素発生に与える環境変化～」	アバンセ ４階研修室	約30
H27.6.24(水)	第９回有明海市民講座 「ノリ養殖の現状」	アバンセ ４階研修室	約25
H27.7.　8(水)	第10回有明海市民講座 「有明海異変に関する諸説」	アバンセ ４階研修室	約25
H27.7.22(水)	第11回有明海市民講座 「有明海異変の解明4　～シミュレーションモデルの利用　再生策の効果～」	アバンセ ４階研修室	約25

3　有明海再生に関する佐賀県計画の推進

「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、海底耕耘等による漁場環境の改善、森林の整備、生活排水処理施設の整備、工場及び事業場等に対する排水処理対策の指導等を実施しました。

表 2-4-20 「有明海再生に関する佐賀県計画」の主な事業（平成 27 年度）

資料：有明海再生・自然環境課

区　分	内容	県の担当課
漁場環境の改善	・海底耕耘・清掃　　7.8 ㎢ ・ナルトビエイ駆除　13.4 トン	水産課
森林の整備	詳細については、第 2 部第 7 章第 1 節に記載	森林整備課
生活排水処理施設の整備	詳細については、第 2 部第 2 章第 2 節に記載	下水道課
排水処理対策の指導	詳細については、第 2 部第 2 章第 2 節に記載	環境課

4　有明海再生のための環境保全活動の推進

有明海をかつての豊かな海として再生し、県民の貴重な財産として後代に継承していくためには、行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、有明海に注ぐ河川流域で生活する住民や事業者などと一体となった山から海にわたる総合的な環境保全の取組が不可欠であることから、CSO や関係者と協働して、おしかけ講座をはじめとした啓発活動を行い、流域住民等の有明海再生に関する意識の向上に努めました。（表 2-4-21、表 2-4-22）

表 2-4-21　有明海再生に関する主な啓発活動（平成 27 年度）

資料：有明海再生・自然環境課

1　環境保全活動情報の収集及び発信等の啓発

- 県のＨＰを利用した啓発（国への政策提案等掲載、ゴミ問題啓発ビデオ動画配信、イベント案内等）
- 有明海再生に関するパンフレット・有明海いきものぬりえ台紙等の配布　など

2　おしかけ講座（出前講座）※H19 以降　CSO と協働（講師依頼）

【条件】　① 10 名以上。
② 時間は主催者の都合に合わせる。
③ 講師に関する主催者側の費用負担無し。

【開催状況】 表 2-4-21 のとおり

3　有明海　親子探検隊

【目的】 有明海の観察・現場体験を通じ、環境保全活動の取組と水産資源の維持培養の重要性についての認識を高めてもらい、「豊かな海」の再生へとつながる契機とする。

【日時】 平成 27 年 8 月 1 日（土）参加者：親子 17 組 51 名

【内容】 有明海や環境保全に関する説明及びビデオ上映、有明水産振興センター内展示物等の見学、あんこう網漁体験、観測タワーの見学

4　六角川川のぼり体験

【目的】 有明海の干満の状況を六角川の川のぼりで体感することにより、有明海と川や平野とのつながりを知り、有明海への関心を高めてもらい、「豊かな海」の再生へとつながる契機とする。

【日時】 平成 28 年 3 月 26 日（土）参加者：19 名

【内容】 六角川川のぼり体験（水質検査、魚類/野鳥観察）

5　有明海に関する調査研究・活動支援　※平成22年度以降（NPO法人CSO推進機構に委託）	
【目　　的】	県民一人ひとりが有明海に興味を持ち、広く、また継続的に有明海再生のための環境保全活動が推進されるよう、県内の学生等が行った有明海再生に係る調査研究やボランティア団体等が行った有明海再生の環境保全に寄与する活動（清掃活動、植樹活動、環境教育等）に要した経費について助成を行い、有明海再生の機運を高める。
【助成内容】	１研究・１活動あたりの助成限度額　50,000円（対象経費の10/10助成）
【対象経費】	調査研究や環境保全活動を行うために必要な経費で平成27年度に自己負担した経費
【助成実績】	17件（清掃活動6件、植樹活動5件、環境教育6件）
【H27助成対象】	活動参加者用飲料（ペットボトル）、シャツ、ロープ、ほうき、ごみ袋、コンテナ、チリトリ、胴長、ゴム手袋、防寒着、カメラ、プロジェクター、ヘルメット、双眼鏡、草刈機、軍手、拡大鏡、記録媒体　など

表2-4-22　有明海おしかけ講座　開催状況（平成27年度）　　資料：有明海再生・自然環境課

回	年月日	おしかけ先（対象者）	人数(人)	講師
1	H27.6.23（火）	鹿島市立七浦小学校	20	鹿島市干潟展望館職員
2	H27.6.26（金）	鹿島市立七浦小学校	19	佐賀県有明海漁協鹿島市支所青年部七浦支部
3	H27.6.26（金）	太良町立大浦小学校	40	佐賀県有明海漁協大浦支所青年部
4	H27.7. 8（水）	鹿島市立明倫小学校	83	鹿島市干潟展望館職員
5	H27.8. 4（火）	嬉野市立大野原小学校	30	鹿島市干潟展望館職員
6	H27.10.13（火）	ゆめさが大学　鹿島校	23	鹿島市干潟展望館職員
7	H27.10.27（金）	ゆめさが大学　佐賀校	62	鹿島市干潟展望館職員
8	H27.11.17（火）	ゆめさが大学　佐賀校	55	鹿島市干潟展望館職員
9	H28.1.26（火）	鹿島市立浜小学校	22	日本野鳥の会佐賀県支部会員
10	H28.2.9（火）	鹿島市立鹿島小学校	48	日本野鳥の会佐賀県支部会員
11	H28.2.10（水）	鹿島市立七浦小学校	19	日本野鳥の会佐賀県支部会員
12	H28.2.26（金）	ゆめさが大学　唐津校	22	鹿島市干潟展望館職員
累　計			443	

第４節　地域環境の保全と再生

１　現況

森林・緑は、県土を守り、清らかな水と空気を生み出し、多くの生物を育むなど、私たちの生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれるかけがえのない県民共通の財産であり、私たちの手で大切に守り育て、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要な使命です。

近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、更には、化学物質汚染など、環境問題については、地球規模での課題となっており、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林・緑の有する多面的機能が改めて見直され、その維持・増進が強く叫ばれている状況にあります。

このため、県では、平成15年度に今後の森林(もり)づくりの基本方針となる「新しい佐賀の森林(もり)づくりビジョン」を策定（平成23年度に一部見直し）し、平成16年度から「こだまの森林(もり)づくり」として具体的に数値目標等を掲げて取組を進おり、現在は、平成24年度から10年間で「5万haの森林整備」と「100万本の広葉樹植栽」を行うことを目標に森林づくりを進めています。

また、平成18年度には「緑の県土づくり方針」を策定し、平坦地の緑化の推進に努めているところです。

さらに、平成20年度には「佐賀県森林環境税」を導入し、県民の森林・緑に対する意識の高揚と理解の醸成を図りながら、県民協働による多様な森林(もり)・緑づくりを推進しています。

【広葉樹植栽の状況】

○佐賀県森林環境税
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319533/index.html
○新しい佐賀の森林づくりビジョン（Ver.2）
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319525/index.html

２　多様な森林（もり）・緑づくり

(1)　公的関与による森林整備の推進

ほとんど手入れがされず放置された森林については、多面的機能の著しい低下や林地の崩壊などが懸念されるため、森林環境税の活用などにより、県や市町等の公的関与に

よる整備を行いました。

また、治山事業により、荒廃した山地の復旧・整備を早期に進めました。（間伐等の森林整備の推移については、第2部第1章第1節3を参照）

(2) 針広混交林化の推進

間伐等の適切な森林整備や、複層林への誘導、広葉樹の植栽などを行いました。

表2-4-23　広葉樹植栽本数の推移

資料：森林整備課

（単位：千本）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
年度実績	96	158	194	188	176	101	85	66	87	74	92	71	1,387

(3) 多様な手法を活用した森林整備の促進

❍ ボランティアによる森林整備

森林環境税の活用やさが緑の基金との連携などにより、森林ボランティア活動を支援し、活動の裾野の拡大を図るとともに、佐賀県立21世紀県民の森において、子どもたちが森や自然に多様な形でふれ、森林や環境への理解と関心を深める「子ども森林体験教室」や、森林学習活動及び森林ボランティアの指導などができる専門の知識と技術を持った森の案内人を養成する「森の案内人育成講座」などを開催しました。

また、平成27年11月には、かけがえのない豊かな自然を守り育て未来へ引き継いでいくという意識を高めるため、「九州北部三県みんなの森林（もり）づくり」を開催しました。

❍ 企業による森林整備

平成20～22年度に、市町と企業が協働して森林の管理を行えるよう、企業へ活動フィールドの提供を行うなど市町と企業の橋渡し（コーディネート）活動を行いました。その結果、合計10件（4市1町と10企業）の協定締結に寄与し、うち8件が現在もそれぞれの市町と企業が定めた複数年の期間にわたり、継続した森林づくり活動を行っています。

元気な企業の森林づくり

http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319545/index.html

(4) 緑化の推進

❍ 平坦地の緑づくり

公的な整備による取組に加え、県民自らが　植栽・管理する基盤づくりの定着を図るためのモデル地区として、平成27年度は、平坦地の2地区（嬉野市、武雄市）での緑づくりのワークショップを通じ、緑化計画の作成と地域住民等の参加による緑づくりの実践活動が行われました。

❍ ＣＳＯ等による緑づくり

平成18年度に策定した「緑の県土づくり方針」に基づき、県民協働による　　平坦地の緑化を推進し、「うるおい」と「やすらぎ」のある緑豊かな環境を創造するため、森林・林業関係のイベント等におけるさがの樹の配布やＣＳＯ等が自ら企画して取り組む、自主的な緑化活動が行われました。

緑の県土づくり方針
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319502/index.html

(5) 重要な森林の保全

❍ 保安林の整備

森林の保全と適切な施業の実施によって、水源の涵（かん）養や山地災害の防止など、その保安機能を確保し、特定の公共目的を達成する必要のある森林については、新たに保安林として指定しています。

また、機能の低下した保安林については、治山事業を実施し、その維持に努めています。

平成27年度末の民有林の保安林面積は、延べ33,131haで、保安林種ごとの面積は、水源涵（かん）養保安林22,880ha、土砂流出防備保安林7,068ha、防風保安林264ha、干害防備保安林134ha、保健保安林2,690ha、その他95haとなっています。

❍ 松林の保全

県内における松くい虫被害量は、昭和47年度の約2万2千㎥をピークに減少しており、近年は、被害が少ない状況で推移しているものの、未だ被害の終息には至っていません。このため、県では、保全すべき松林を指定し、薬剤散布による予防を図るとともに、被害にあったマツについては、被害の発生源とならないように伐倒駆除を実施しています。

また、唐津市の「虹の松原」をはじめとする特に重要な松林については、国・県・唐津市及び団体等が協力し、ヘリコプターによる薬剤散布を実施しています。

表2-4-24　松くい虫被害の推移（民有林）　　資料：林業課

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
被害量(㎥)	470	379	493	204	257	205	143	153

(6)　林地開発の規制

森林法に基づき、工場・事業場の設置及び土石等の採掘、住宅団地の造成、ゴルフ場等、１haを超える森林の開発に対しては、慎重な審査を行い所要の条件を付して許可しています。

表2-4-25　林地開発許可状況
（平成27年度末累計）
資料：森林整備課

開発の目的	面積(ha)
工場・事業用地	７６．３９
土石等の採掘	２１８．２７
住宅用地	０．００
ゴルフ場等	６６．３３
その他	０．００
計	３６０．９９

針広混交林化　人工林の間伐等を行い、広葉樹植栽や天然更新により広葉樹を育成した針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に誘導すること

下刈り　植栽した木々を守るため、雑草木を刈り取ること

複層林　樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠（樹木上部の枝葉が茂っている部分）が何層にも分かれている森林

3　農地の保全と活用

(1)　多面的機能支払

農村地域においては、過疎化・高齢化の進行や混住化による集落機能の低下や農業用施設の老朽化により、農業集落内やその周辺部における環境の悪化が問題となっています。

一方では、農村空間は、自然環境や景観の保全等の多面的機能の発揮、ゆとりや安らぎを与える場として認識されています。

このため、農業者等による組織が取り組む農地・農業用施設の維持保全活動や末端農業用施設の整備、農村環境の適切な保全などを図る活動により、地域コミュニティの再形成や、快適な農村環境を目指すこととしています。

❍ 活動主体：　活動組織

❍ 対象期間：　平成 26 年度～

❍ 事業概要：　農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が行う、農業用施設の維持保全や末端農業用施設の整備、あるいは集落環境を保全する活動に対し支援

❍ 事業の効果：　農業集落内の農業用施設や農村環境が適切に保全されるとともに、地域コミュニティの再形成が図られ、快適な農村環境となります。

【水路の草刈り】

【水路の泥上げ】

【花の植栽】

(2) さが農村のよさ発掘・醸成事業（ふるさと「さが」水と土探検支援事業）

農村地域は食料を安定的に供給するばかりでなく、県土の保全や多面的機能の発揮など重要な役割を果たしています。しかし、近年、農家の高齢化、混住化や生活様式の多様化などにより地域活動の衰退や農村環境の悪化が懸念されています。

また、子供たちも川遊びや虫とりなど身近な農村資源を活用した遊びの機会が減少しており、ふるさとに対する関心や愛着が薄れています。

このため、小学生の親子を対象に、身近にある土地改良施設や棚田、歴史的施設等の見学や、様々な農業体験を通して、地域環境に対する理解やふるさとへの愛着を深めています。

❍ 対象期間：　平成 18 年度～

❍ 事業内容：
- 農業用施設の探検
- 田んぼ等の生き物調査
- 農業体験（田植え、稲刈り、畑作物の収穫及び収穫物の加工体験等）
- 歴史的土地改良施設の見学・学習

など

【揚水機場の見学】

【生き物調査】

【農業体験（田植え）】

【脱穀（千歯こき）体験】

❍ 事業の効果： 実施地区数　85 地区（平成 27 年度迄）

・農業や土地改良施設の役割やその大切さが分かった。

・自然とふれあう機会が少ないので貴重な体験だった。

などの声が寄せられています。

(3) 野生鳥獣対策

イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害は、依然として、中山間地域等の農業生産に影響を及ぼしています。また、近年、民家周辺に出没するなどの生活被害も発生しています。

有害鳥獣対策については、エサとなる収穫されない野菜、果樹などの農作物や生ごみ等を集落周辺に放置しないなどの「棲分対策」、ワイヤーメッシュや電気牧柵を設置し、イノシシ等を農地に入れない「侵入防止対策」、箱ワナや銃器などによる「捕獲対策」の３つの対策を総合的に組み合わせて実施することが重要です。

【ワイヤーメッシュ柵の設置の様子】

このため、県では、地域住民、猟友会、農協や市町などと一体となって、

・集落等に対して「棲分対策」や「侵入防止対策」の普及・指導を行う鳥獣被害対策指導員の育成。

・国庫補助事業などを活用し、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の設置。

・本県の農作物被害金額の過半を占めるイノシシの有害捕獲への助成。

などの対策を実施しています。

このような中、野生鳥獣による農作物の被害金額は、H14 年度が約 7 億円だったのに対し、H27 年度は、その 1/4 程となる約 1 億 7 千 5 百万円まで減少しています。また、当県で最も被害金額が多いイノシシについても、H14 年度が約 4 億 1 千 7 百万円だったのに対し、H27 年度は、その 1/4 程となる約 1 億 1 千万円まで減少しています。

このため、今後もこれまでの対策を継続することにより、被害金額の減少を目指すこととしています。

○佐賀県庁ＨＰ

http://www.pref.saga.lg.jp/default.html

4　水と緑のネットワーク

(1)　多自然川づくり

河川改修･修繕等を行うにあたっては、洪水を安全に流下させる機能ばかりでなく、河川環境に関わる様々な社会的要請が高まっています。多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生するとともに、人々の暮らしや歴史・文化との調和を図る『多自然川づくり』を推進しています。

また、生活に潤いやゆとりある質的な豊かさを求められており、身近な魅力ある自然空間としての河川に期待が高まっています。このため、人と川との豊かなふれあいの場として、関係機関と協議しながら水辺空間の整備を図っています。

5　農地等の防災保全

(1)　県産間伐材等を利用したクリーク護岸の整備

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しています。

近年の都市化・混住化の進行により水田が埋めたてられ、洪水時は急激に多くの水がクリークへ流れ込むようになりました。しかし、クリークの多くは土水路のままであるため、クリーク法面の崩壊が急速に拡大・進行し、その復旧が追いつかない状況です。

このようなことから、国営、県営それぞれのクリーク防災事業を推進し、クリーク機能の早期回復が求められています。

クリーク防災事業は、国営事業はブロックマット工、県営事業では、県産間伐材を有効活用した木柵工による護岸整備を行っており、事業促進と併せて、間伐材の利用促進により森林の保全や林業の活性化にもつながるものと考えます。

平成 27 年度は護岸延長で 59km の整備が完了し、累計で 964km の整備延長となりました。また、本整備で 46.8 千㎥の間伐材を利用しました。

整備目標として、平成 30 年度までに国営、県営事業の護岸延長で 1,140km の完了、県産間伐材等の利用量について、77.7 千㎥の利用を目指します。

【木柵工による護岸整備】

表 2-4-26　クリーク護岸の整備延長（累計）　　資料：農山漁村課

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
クリーク護岸の整備延長(km)	750	757	776	818	905	964
県産間伐材の利用量(千㎥)	0	1.3	4.8	20.2	34.5	46.8

※H22 から H25 までの整備延長には、木材を使用しない整備を含む

6　干潟・海岸域などの保全

(1)　佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画

県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法(略称)」に基づく「佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画（以下、「地域計画」という。)」を平成 24 年 5 月に策定しています。

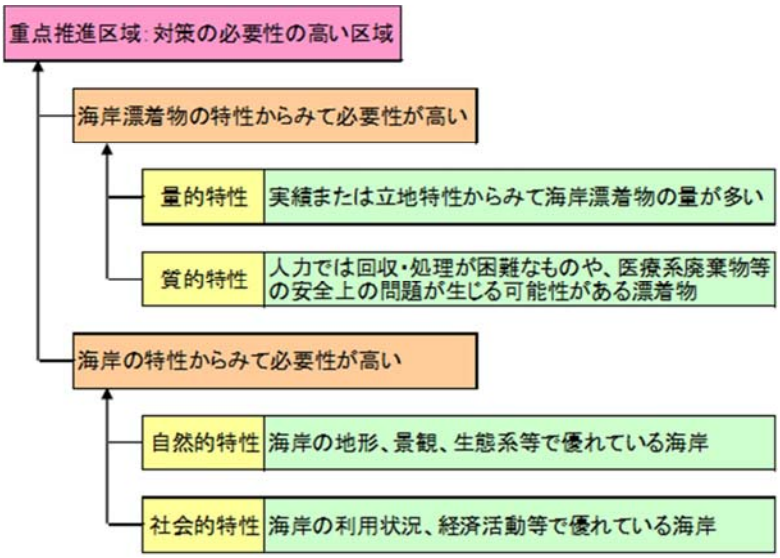

地域計画では、過去に大量の海岸漂着物が発生し、今後もその可能性が高い海岸や、良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全する必要性が高いと判断される海岸を「海岸漂着物対策を重点的に推進する地域」として定め、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制を推進することとしています。

第５節　自然環境の利活用

１　生物多様性の活用

県内のラムサール条約登録湿地を含む生物多様性上重要な生態系を有する地域(10 地域)への来訪者や地域住民が、生物多様性の保全のために自然環境の重要性を理解・認識し、生物多様性保全に対する県民の保護意識が向上するよう、これらの地域を活用した普及・啓発を行います。

野鳥の会や佐賀植物友の会、佐賀自然史研究会等の研究団体や自然保護団体などが行っている自然観察会などを活用して、生物多様性について考える機会を増やすことで、生物多様性への関心や保全への理解を高めていきます。

２　地域資源の利活用

(1)　農地、森林等の活用

①　グリーン・ツーリズムの推進

農業・農村が持つ豊かな自然環境や景観などの地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムは、農村地域の活性化を図るうえで重要な取組です。

これまで、「さが“食と農”絆づくりプロジェクト」において関係機関・団体と連携しながら、グリーン・ツーリズムに取り組む地域や人材の育成、農業と観光業との連携強化などに取り組んできました。

取組の結果、平成 27 年度は、グリーン・ツーリズムの実践者が主体となり、「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が本県で開催されるなど、取組が広がりつつあります。

また、さが“食と農”絆づくりプロジェクトのホームページ「きずなのひろば」やメールマガジン「がばい☆きずな」、Facebook を通して、消費者等に対し、農産物直売所や農業体験イベント、地域における絆づくり活動など、都市農村交流に関する情報を提供しました。

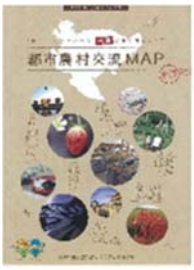

県内には、地元の新鮮な農産物や加工品が入手できる農産物直売所や観光農園、市民農園など農業や農産加工の体験ができる施設、農家レストランや農家民宿など、農業・農村の持つ魅力を楽しめる場所も多く、こうした場所を知ってもらい気軽に訪れてもらうため、平成 24 年度に作成した「都市農村交流マップ」を活用し、ＰＲを行いました。

(2)　自然資産を活用した魅力ある地域づくり

①　さが農村のよさ発掘・醸成事業（棚田地域保全活動支援事業）

棚田地域は、農業生産活動を通して、県土・環境や水源のかん養、農山村の美しい原風景の形成等の多面的機能を発揮しており、下流域や周辺地域を含めた農業の発展や県

民生活の安定を図る上からも重要な役割を果たしています。

しかし、過疎化や高齢化が進む中、その地形的な制約から農業者だけでは労力的にも負担が大きく、耕作放棄の増加も見られます。

このため、魅力ある棚田資源を活かし、都市住民も交えた継続的な地域住民活動を推進することにより、農地等の有する多面的機能の発揮と地域の活性化を図っています。

❍ 実施期間：　平成 22 年度～

❍ 事業内容：
- 棚田地域保全活動組織（保全ボランティア組織）の結成、情報発信
- 耕作放棄地の復元、農道、畦畔、石積み、水路、ため池等の軽微な補修
- 四季に応じた景観作物の植栽による美しい棚田景観の形成
- 棚田を活かした農業体験等交流イベントなど

【地域住民による畦畔整備】

【棚田交流イベント】

【景観作物の植栽】

❍ 事業の効果：　実施地区数　18 地区（平成 27 年度迄）
- 都市住民との交流により地域農業や棚田の PR 等を行い、地区住民の営農意欲が高まった。交流活動などの取組を続けていきたい。
- 簡易な棚田の補修作業に取組み、地区棚田の保全が図られた。

などの声が寄せられています。

佐賀県の棚田に関する情報は、さが棚田ネットワークのホームページ及びフェイスブックにて発信しています。

ホームページ　：http://www.pref.saga.lg.jp/list02444.html
フェイスブック：**「さが棚田ネットワーク」で検索してください。**

② 七色の島づくり事業

県内の七つの離島においては、それぞれに豊かな自然環境や固有の歴史、文化を有しています。七色の島づくり事業では、体験学習型交流イベントの開催や特産品の開発など、住民が主体となった、地域の特色を活かした取組みに対して支援を行っています。

【漁業体験交流】

【特産品の開発】

③ 過疎地域自立促進支援事業

県と過疎市町で構成する「佐賀県過疎地域自立促進協議会」では、独自の助成制度により、地場産物を活かした特産品の開発など、会員団体の取組みに対する支援を行っています。